

(河川法及び電気事業法の特例等)

第三十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による許可(以下この条において「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占有又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下この条において同じ。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業(以下この条及び別表第二十一号において「特定水力発電事業」という。)を実施し又はその実施を促進することが、環境に配慮した地域の活性化を図るため必要であると認めて、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定水力発電事業については、第七項から第十三項までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第四条第七項(第六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する意見の概要のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画(国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。以下この条において「特定水利使用計画」という。)

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容(国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。)

ハ 次号の規定による協議の概要

二 地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、特定水力発電事業に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条及び別表第二十一号において単に「協議会」という。)を組織し、当該協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

【事業の名称】 特定水力発電事業

【現行制度の概要】

河川法においては、水利使用(流水の占有又は河川法第26条第1項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)に関し河川法第23条、第24条又は第26条第1項の許可(「河川法第23条等の許可」という。)の処分をしようとするときは、河川管理者等に関係機関への協議・意見聴取等が義務付けられています。

【特例措置の内容】

認定申請を行う構造改革特別区域計画に係る河川法第23条等の許可を受けた水利使用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（いわゆる「従属発電」。以下、「特定水力発電事業」という。）に係る水利使用については、河川法及び電気事業法の手続と同様の調整を行うために必要な代替措置を満たす場合において、関係機関への協議・意見聴取等の手続について実施することを要しないこととします。

【趣旨】

今回、環境に配慮した地域の活性化を図る観点から、治水上の影響や新たな環境負荷が少ない従属発電について、手続の簡素化等を図るものです。

【説明】

次の要件を満たす場合には、手続の簡素化等を図るものです。

- ① 特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（以下「特定水利使用計画」という。）及び当該特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容を記載した書類等を認定の申請に添付していること
- ② 河川管理者を構成員とする協議会が組織され、当該協議会において、特定水利使用計画が協議されていること

特定水利使用計画の内容については、書面に記載する事項等を国土交通省令で定めることを想定しています。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5 （略）

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これら

の規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 特定水力発電事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第九項及び第十三項において同じ。）

【説明】

特定水力発電事業に係る構造改革特別区域計画の認定を申請する地方公共団体は、事前に以下の者を構成員とする協議会を組織し、当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画について協議することとします。

(1) 構造改革特別区域計画の認定を申請する地方公共団体

(2) 特定水力発電事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

具体的には特定水力発電事業の実施主体である民間事業者等が想定される。

(3) 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第23条等の許可を行う河川管理者等

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3・4 （略）

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6・7 （略）

(二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2～4 (略)

3 第一項第二号の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し密接な関係を有する者
- 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

【説明】

協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、協議会に、以下の者を構成員として加えることができることとします。

(1) 当該特定水力発電事業に係る特定発電水利使用に関し密接な関係を有する者
具体的には、河川法第36条の関係地方公共団体の長、同法第38条の関係河川使用者などが想定されます。

(2) その他当該地方公共団体が必要と認める者

特定水力発電事業に知見を有する有識者などが想定されます。

なお、特定発電水利使用の許可を円滑かつ迅速に進める観点からは、特に(1)の者が協議会の構成員となっていることが重要です。

4 地方公共団体は、第一項第二号の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

【説明】

地方公共団体は、協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこととしています。公表する事項については、協議会の構成員の氏名又は名称、特定水力発電事業に関する事項等を、公表方法については、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用等を、国土交通省令で定めることを想定しています。

5 第三項第一号に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、第一項第二号

の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

【説明】

関係河川使用者など法31条第3項に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができることとします。

6 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

【説明】

第5項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないこととします。

7 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（第一項の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条において「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

【説明】

河川法第35条では、国土交通大臣が一定規模以上の水利使用に関する許可等の処分をしようとするときは、当該行政機関の長に協議することとされています。

内閣総理大臣が、特定水力発電事業に関する構造改革特別区域計画の認定を行う際には、法第4条第10項の規定により、関係行政機関の長の同意を得ることとなります。今回、当該認定の申請書に特定水利使用計画等を添付することとすることにより、関係行政機関の長は、当該特定水利使用計画等の内容を確認することができることから、河川法第35条の規定による協議を不要としています。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（関係行政機関の長との協議）

第三十五条 国土交通大臣は、水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条

第一項の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

○ 河川法施行令(昭和四十年二月十一日政令第十四号)

(都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理)

第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 (略)

三 水利使用で次に掲げるもの(以下「特定水利使用」という。)に関し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。

イ 発電のためにするもの。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

(1) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一万人未満の水道のためにするもの

(2) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの

(3) 取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの

(4) 発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの

ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの

ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの

ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

四～七 (略)

2・3 (略)

(関係行政機関の長との協議を要しない水利使用)

第十九条 法第三十五条第一項の政令で定める流水の占用は、特定水利使用に係るもの以外のものとする。

8 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川(河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条において同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を

聴くことを要しない。

【説明】

河川法第36条では、一定規模以上の水利使用に関する処分について、国土交通大臣がこれを行う場合は関係都道府県知事の、都道府県知事が二級河川についてこれを行う場合は関係市町村長の意見を、それぞれ聴くものとされています。(指定都市の長が指定区間内の一級河川又は二級河川の管理を行う場合についても、一定規模以上の水利使用に関する処分については、上記と同様に、関係地方公共団体の長の意見聴取を行うこととされています。)

今回、上記関係地方公共団体の長が協議会の構成員である場合には、当該協議会において関係地方公共団体の長の意見を聴取することが可能であることから、河川法第36条の規定による意見聴取を不要としています。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（二級河川）

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2～7 （略）

（関係地方公共団体の長の意見の聴取）

第三十六条 国土交通大臣は、水利使用に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は第三十四条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第一項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 指定都市の長は、水利使用に関し、第九条第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 （略）

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（関係市町村長の意見をきかなければならない水利使用）

第二十条 法第三十六条第二項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とする。

（関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理）

第二十条の二 法第三十六条第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六条第一項の規定による処分とする。

一 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上又は給水人口が五千人以上の水道のためにするもの

- 二 取水量が一秒につき最大〇・三立方メートル以上又はかんがい面積が百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの
 - 三 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上の水利使用であつて発電、水道又はかんがい以外のためにするもの
 - 四 前三号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの
- (関係都道府県知事等の意見を聴かなければならない水利使用)

第二十条の三 法第三十六条第四項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とする。

9 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつたときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、協議会を構成する者であつて当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

【説明】

河川法第38条では、水利使用の許可の申請があつたときは、河川管理者は、当該申請が却下すべきものである場合を除いて、申請の概要を関係河川使用者のうち当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者以外の者に対して通知しなければならないとされています。

しかしながら、同一の内容の水利使用について同意しているのであれば、当該水利使用の許可申請を行う場合に、改めて同意を得る等の手続を要することとする必要はないと考えられるため、今回、協議会の構成員である関係河川使用者であつて当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、河川法第38条の規定による通知を不要とします。

なお、第31条第9項は、このような協議会の「場」で、「協議事項に関する事項」(特定水利使用計画)について、協議会という組織としてではなくても、「特定の者」が「同意」した場合には、河川法第38条の通知を要しないという「効果」が発生するものです。

○ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第三十八条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者(以下「関係河川使用者」と総称する。)に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うこと

について同意をした者については、この限りでない。

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（河川に関し権利を有する者）

第二十一条 法第三十八条の政令で定める河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

10 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

【説明】

河川法第79条では、一定規模以上の水利使用に関する処分について、指定区間内の一級河川において都道府県知事が行う場合は国土交通大臣の認可を受け、二級河川において都道府県知事が行う場合は国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないとされています。

今回、法第31条第7項と同様に、国土交通大臣については、法第4条第10項の規定による同意を得ることから、河川法第79条の規定による認可等を不要とします。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（国土交通大臣の認可等）

第七十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一～三 （略）

四 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（国土交通大臣の認可）

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 特定水利使用以外の水利使用で第二十条の二各号に掲げるものに関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第七十五条の規定による処分

五～六 （略）

（国土交通大臣への協議）

第四十七条 法第七十九条第二項第四号 の政令で定める水利使用は、特定水利使用とする。

11 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

【説明】

準用河川については、河川法第100条第1項において二級河川に関する規定を準用するとされていますが、河川法施行令第56条において準用しない規定が定められており、河川法第35条第1項、第36条第2項及び第4項並びに第79条第2項第4号については準用しないものとされています。

このため、準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の規定の特例については、法第31条第8項から第10項までの規定に準じて政令で定めることとし、政令においては、法第31条第10項で規定する河川法第38条の特例に準じて、特例を規定することとします。

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（準用しない規定）

第五十六条 法第百条第一項 の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二項及び第四項、第六十二条、第六十五条の二、第七十条の二、第七十九条第二項第三号及び第四号、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。

12 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があったときは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。

【説明】

電気事業法第103条においては、都道府県知事又は指定都市の長は、河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請が発電水力のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならないとされています。

今回、法第31第7項と同様に、経済産業大臣については、法第4条第10項の規定による同意を得ることから、電気事業法第103条の規定による意見聴取を不要と

します。

○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（発電水力）

第百三条 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

13 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六条に規定する通常要すべき標準的な期間（以下この項において「標準処理期間」という。）を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第三十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。）に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

【説明】

行政手続法第6条においては、行政庁は、処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、定めたときは公にしておかなければならない旨規定されています。

今般の河川法等の特例により、河川管理者を構成員とする協議会が組織され、当該協議会において、特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画が協議されている場合には、その段階で当該水利使用に係る情報が得られるとともに、関係機関との調整手続が簡素化されることから、特定発電水利使用については、通常の水利用に比して相当程度審査期間を短縮することが十分可能です。

一方、特定発電水利使用について、他の水利使用に比して相当程度短い期間を定めるものとすることは、河川管理者に対して、審査期間の短縮化を促す意義があり、従属発電（小水力発電）という再生可能エネルギーの利用促進を通じた地域活性化にも資するものと考えられます。

このため、河川管理者が当該水利使用に関する河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、他の水利使用に関する標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めることとする旨規定することとします。具体的には、標準処理期間について、1ヶ月を目安とすることを想定しています。

○ **行政手続法（平成五年法律第八十八号）**

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

○ **総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）**

第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2～5 （略）

○ **東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号）**

第三十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた復興推進計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第三十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2～5 （略）